

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	障害者の雇用の促進等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

- ・ 規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、「雇用分野における障害を理由とする差別を受けた者（推計値でも構いません）」の数が分かれば御教示ください。
- ・ 「障害者である労働者から苦情の申し出を受けた時は、苦情処理機関に対し当該苦情の処理をゆだねる」と記載されていますが、「苦情処理機関」の設置について、次の2点を御教示ください。
 - ① 本件規制の新設により新たに設置されるものなのかどうか
 - ② 新たに設置されるとした場合の設置場所（事業者又は公共機関等）

○ 厚生労働省の説明

- ・ 雇用分野における障害を理由とする差別を受けた者の推計値は無いが、差別の禁止対象は雇用される全ての障害者である。差別禁止の対象となる障害者の数について、障害者雇用状況報告書の提出義務が課されている56人以上の従業員を雇用している企業において雇用されている障害者の数は、平成25年6月1日時点で約38.2万人である。
- ・ ①（本件規制の新設により新たに設置されるものなのかどうか）

改正後の障害者雇用促進法第74条の4において、「事業主は、第35条及び第36条の3に定める事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。」と事業主に対し、紛争の自主的解決を図るよう努力義務を課している。

本条は、障害者である労働者の苦情について、第三者機関による解決を図る前にまずは企業内における労使の十分な話し合いや相互理解等により、できる限り自主的に問題が解決されるべきとの趣旨から、事業主の努力義務として明記しているものである。また、苦情処理機関により解決を図ることは例示であり、苦情処理機関を必ず設けなければならないわけではない。
- ・ ②（新たに設置されるとした場合の設置場所）

苦情処理機関とは、i) 労使の代表者を構成員とすること、ii) 労働者の苦情を処理することを目的とすることという2つの要件を満たすものを言い、当該企業に置かれるものである。